請願の流れ事務処理フロー図

請願者	提出　　結果の通知	請願書を教育総務課へ提出してください。
教育総務課	受領　　形式審査 送付	請願の趣旨、請願者の住所及び氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）の有無を確認します。 請願内容の担当課を特定し、請願書を担当課へ送付します。
担当課	受理・今後の対応を検討	請願内容と今後の対応を検討します。
検討	教育委員会会議での扱いの検討 付議しない　　付議する	教育長及び幹部による教育委員会会議での扱いの検討を行います。
教育委員会会議	説明　　報告・採決	【付議された場合】 ・付議された請願について教育長が報告します。 ・付議された請願について採決を行います。 ・請願者に対して結果を通知します。 【付議しない場合】 ・請願があったこと等について教育長から説明します。